

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内

山形労働局登録教習機関登録番号第29号
(登録有効期間満了日 令和11年 3 月30日)
一般社団法人山形県労働基準協会連合会
登録番号：T8390005002813

労働安全衛生法・特定化学物質障害予防規則・四アルキル鉛中毒予防規則による特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を、下記のとおり実施します。

特定化学物質及び四アルキル鉛に分類される物質を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く)では、作業方法の決定、労働者の指揮、保護具の点検等、労働災害防止のための指揮監督を行わせるため、技能講習を修了した者の中から、作業主任者を選任することが義務付けられています。

なお、特定化学物質障害予防規則により、特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」を選任することが必要です。

この機会に是非受講され、作業主任者の資格を取得し、事業場における当該業務体制の整備を図られますようご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場・定員

日程(2日間)	時 間	会 場	定 員
令和 7 年 11 月 5 日(水) ～ 6 日(木)	初 日：9時40分～17時30分 2 日 目：9時45分～18時40分	米沢総合卸売センター P-P A L 米沢市中田町760	6 4 名 (先着順)

2. 講習科目・講師(予定)

- (1) 健康障害及びその予防措置に関する知識：4 時間・安藤栄吾氏

(2) 作業環境の改善方法に関する知識：4 時間

(3) 保護具に関する知識：2 時間

(4) 関係法令：2 時間

(5) 修了試験：1 時間
- 河合直樹氏

3. 申込方法・受講料

- (1) 申込先は下記 4 の最寄りの労働基準協会または当連合会へお願いします。
(申込先と送金先は同じ団体へお願いします。)
- (2) 申込期間は 9 月 1 日(月) から講習初日の 3 日前まで。但し、定員になり次第締切ります。
受講の取消しは講習初日の 3 日前(10月30日)まで。それ以降取消しの場合、受講料は返還いたしません。

受 講 料	テキスト代	合 計
1 4, 4 1 0 円 内訳 受講料 13, 100 円 消費税(10%) 1, 310 円	1, 9 8 0 円 内訳 本体価格 1, 800 円 消費税(10%) 180 円	1 6, 3 9 0 円 内訳 合計 14, 900 円 消費税(10%) 1, 490 円

(テキスト代は、年度途中で改定する場合があります)

- (3) 遅刻・早退等により講習時間が不足した場合は、修了証を交付できませんので、ご注意ください。

4. 申込先・お問合せ先 (最寄りの労働基準協会へお申込みください。)

山形県労働基準協会連合会	山形市緑町 1－9－30 緑町会館 3 F	TEL 023(674)0204	FAX 023(615)1366
置賜労働基準協会	米沢市金池 1－4－20	TEL 0238(21)5678	FAX 0238(21)5679
鶴岡労働基準協会	鶴岡市馬場町 8－13 鶴岡商工会議所会館 3F	TEL 0235(22)1759	FAX 0235(22)1761
酒田労働基準協会	酒田市本町 1－2－52 酒田共栄火災ビル 2F	TEL 0234(22)1311	FAX 0234(22)1316
最上労働基準協会	新庄市金沢字中関屋 804	TEL 0233(22)0942	FAX 0233(23)3845
村山労働基準協会	村山市楯岡富田 4－1－58	TEL 0237(53)2664	FAX 0237(53)2418

